

令和3年12月23日

市内認可保育所
市内家庭的保育事業
市内幼保連携型認定こども園 施設長 各位

稲城市長 高橋勝浩

新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者の保育所等への登園について

日頃より、本市の保育行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、日々ご尽力いただいておりますこと、感謝申し上げます。

この度、保育所等（市内認可保育所、市内家庭的保育事業、市内幼保連携型認定こども園のことをいう。）における新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者の保育所等への登園について、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、保育園における対応、職員及び保護者への周知の程、よろしく願いいたします。

記

- 1 保育所等を利用する児童が新型コロナウイルスの感染者となった場合は、登園停止とします。（登園停止期間は医師等の指示により判断します。）
- 2 保育所等を利用する児童が、保健所により新型コロナウイルスの濃厚接触者と特定された場合は、当該児童には登園停止を要請します。（登園停止期間は東京都南多摩保健所の指示により判断します。）
- 3 保育所等を利用する児童の家族が濃厚接触者となった場合、または児童本人が濃厚接触者の疑いがある場合には、当該児童には登園自粛を要請します。

担当：稲城市子ども福祉部子育て支援課保育・幼稚園係
電話 042-378-2111